



平成23年5月20日

各 位

上場会社名 東洋テック株式会社
 コード番号 9686
 代表者名 代表取締役社長 新井信彦
 上場取引所 大証2部
 問合せ先 取締役常務執行役員
 管理本部長 仁田吉彦
 (TEL 06-6563-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月22日開催予定の第47期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

職務分担の明確化および経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、株主総会の招集権者および議長並びに取締役会の招集者および議長第について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに当たり、</u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに当たり、</u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月22日(水曜日)
 定款変更の効力発生日 平成23年6月22日(水曜日)

以上